

令和4年 天草市農業委員会第1回総会議事録

令和4年1月25日天草市役所本庁2階第1会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並彰一郎 君	12番	井島安一 君
13番	野中幸廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	原田 真 二	局長補佐	荒木 賢 司
係 長	松本 馨	書 記	井上 拓 海
書 記	浦川 優 也	書 記	濱 朋 也

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第4号	買受適格証明願について
日程第6	議第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第7	議第6号	非農地通知書交付申請について
日程第8		報告事項について

閉会

開 議 14 時 30 分

○事務局（原田真二君） ただいまから令和 4 年天草市農業委員会第 1 回総会を開会いたします。本日は、全委員が出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、11 番山並委員、12 番井島委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。志柿町の譲受人は志柿町の譲渡人より、志柿町の田 129 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧志柿小学校から南西へ約 0.5 km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（黒川紀世子君） 3 番黒川です。1 月 23 日に現地確認に行つてまいりました。周りは住宅地で、そこだけが更地で残っている状態です。そこが畑として使われるのはとても良いことだと思つて見て参りました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2 番について説明します。倉岳町の譲受人は倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田 1628 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した倉岳中学校から西へ約 0.7 km、青色で着色した国

道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。
資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には
飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6 番（玉田秀敏君） 6 番玉田です。1 月 23 日に譲受人立会いのもと、現地確認をしまし
た。ここ一帯が譲受人の所有地となっており、遊休農地になりかけていたところなので、相
談して良かったと言われていました。何も問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありま
せんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま
す。次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3 番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖
本町の田 2,129 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申
請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本地区コミュニティセンターから北西へ約 0.2
km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になりま
す。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当し
ていません。申請地には水稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6 番（玉田秀敏君） 6 番玉田です。1 月 23 日に確認をさせていただきました。きれいに管
理されており、親子間の贈与ということで、何も問題ないと思って見てきました。ご審議の
方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありま
せんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま
す。次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人よ

り、五和町の田 1625 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から南東へ約 0.6 km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（山下和弘君） 5 番山下です。1 月 23 日に地元の原田推進委員と現地確認をしてまいりました。ここは写真を見ていただくと分かりますが、これからほ場整備の始まるところで、このあと有効に利用していただけたらと思いますので、何の問題もないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 5 番について説明します。この農地は、令和 3 年 12 月総会で空き家に付属した農地に指定されたものです。譲受人は空き家等情報バンク制度の利用登録者であり、空き家の売買が済んでいることを確認しています。河浦町の譲受人は、北海道の譲渡人より、河浦町の畑 380 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮野河内郵便局から北へ約 0.9 km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番（野中幸廣君） 13 番野中です。1 月 24 日に現地の確認を行いました。書類等すでに提出されておまして、事務局の説明通り何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第3、議第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑242㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から西へ約0.3km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね300m以内に市役所(支所)のある第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、駐車場8台、通路、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、令和3年12月15日から16日にかけて行われた農地転用実務実態調査で九州農政局から指導があり、今まで都市計画区域内の用途地域が3種農地と判断していましたが、申請地から概ね300m以内に市役所(支所)があれば、3種農地として判断できるということが分かりました。もう一点ですが、今回資料③の4条と5条を見ていただければお分かりになるかと思いますが、許可申請書に係る意見書を作成しなければならないことの指摘を受けました。意見書(審査書)ということで、新しく資料③ということになりましたので、こちらの方は、少し見づらくなっていると思いますが、今月から変わったことをお知らせをしたいと思います。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番(富崎ますみ君) 9番富崎です。隣という事で、1月22日に行ってきました。今息子さんと一緒に住まれるための住宅を建てられているんですけど、駐車場はやはり狭いなと思いました。ご審議よろしくお願ひします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は本渡町の個人で、下浦町の田475.17㎡を贈与により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から南へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外規定に当てはまり、許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、通路、庭として整備し、利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており、譲渡人より始末書が提出されています。また、残地部分に関しては、譲渡人より誓約書を提出してもらっており、速やかな農地への復元を約束しています。事務局としては、誓約書を提出していますので、農業委員さん方より許可の判断をしていただければと思います。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 3番黒川です。10年以上前から、ゲートボール場として使われていたとのこと。農業をするには、道がかりもよくいいところでしょうけども、地主の方からすれば農業をする道がないんだったら、仕方がないのではないかと見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は浄南町の個人で、下浦町の田499.16㎡を贈与により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から南へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内に

ある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外規定に当てはまり、許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、通路、庭として整備し、利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されており、譲渡人より始末書が提出されています。また、残地部分に関しては、譲渡人より誓約書を提出してもらっており、速やかな農地への復元を約束しています。事務局としては、誓約書を提出していますので、農業委員さん方より許可の判断をしていただければと思います。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 3番黒川です。先ほどの件と、譲渡人が同じ人で、譲受人は、どちらも譲渡人の親族という事のようにです。同様に所有者さんが農業をしないということならば仕方がないのかなという思いで見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。先ほど③の様式が変わったという事でしたが、現在5条の審査をしていると思うのですが、資料の意見書では4条となっています。以降の意見書も同様に4条となっているのですが間違えでしょうか。

○事務局（浦川優也君） 失礼いたしました。二重線をすべきところがズレて、現在4条となっておりますが、現在は5条の審査となっておりますので、よろしく申し上げます。申し訳ございません。

○議長（本田実君） 他にありませんか
(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。事務局は資料を配布する際は再チェックをしていただくようお願いいたします。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。転用者は福岡市の個人で、亀場町の畑6.36㎡を贈与により取得し、通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川保育園から南東へ約0.3km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地

です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、実家への通路が隣接地にはみ出していたため拡張をし、通路として利用する計画です。資料③の5ページを農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成済みのため譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。1月21日に山本委員と見に行きました。写真を見ていただければわかるように、ほとんど玄関入口の所に、もう造成されている場所なので、仕方がないかなと思います。畑はきれいに整地されていらっしやって、いろんなものを栽培されていて、この場所と少し重なっていたのかなと思いました。家の方はおそらく、住所が福岡だったので、息子さんかなというふうに判断しました。以上です。お願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。転用者は川原町の個人で、有明町の畑131㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧有明西中学校から東へ約0.5km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、実家の駐車スペースが不足しているため、駐車場3台として整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 1番の本田です。1月23日に山下推進委員と一緒に現地確認をしてまいりました。面積もそんなに広い面積ではございませんし、また周囲はほとんど家が建っております。駐車場として使われるのであれば、いいのではないかと見てまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第5、議第4号、買受適格証明願についてを議題とします。それでは1番から3番まで一括して事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。1人目の佐伊津町の譲受人は、佐伊津町の畑2,298㎡を公売により取得したいため、耕作目的の買受適格者として証明願いたいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ約1.8km青色で着色した国道324号線の西側の農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果不許可要件には該当していません。2人目の五和町の譲受人も、佐伊津町の畑2,298㎡を公売により取得したいため、耕作目的の買受適格者として証明願いたいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果不許可要件には該当していません。3人目の五和町の譲受人も、佐伊津町の畑2,298㎡を公売により取得したいため、耕作目的の買受適格者として証明願いたいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果不許可要件には該当していません。公売の場所は佐伊津地区コミュニティセンターで、令和4年3月16日に入札となっております。買受適格証明書とは、競売・公売の参加者が農地法で定める適格者かどうか農地法の許可申請に先立って行うものです。当該買受適格証明書の交付を受けたものが最高価格買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合において、当該証明の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可できるものとする」としています。公売に参加するときに、先に公売に参加して、最高の金額を出した人が、そこをかうとなった場合に、3条申請の許可が出ないという事になってしまうといけないので、先に公売に参加する前に、こちら農業委員会の3条が適格であるという証明書ということになります。以上です。

○議長(本田実君) 委員のみなさん今の説明でなぜ買受適格証明願が必要かは分られましたか。分かれたならいいのですが、もう少し簡単に説明していただけませんか。

○事務局(浦川優也君) 説明に補足して、買受適格証明書を出した後、公売に参加し、その後3条の申請をしてもらいます。一度総会で3条の許可の見込みがあることが確認できますので、申請書を事務局で確認し、買受適格証明願の申請書と事情が異なっている場合を除き、そのまま許可書を渡すということになっています。

○議長(本田実君) つまり、市の農地を買うのは農業者しか買えないという事ですか。

○事務局(浦川優也君) そうですね。今回の農地は3条の要件を満たしている人しか買えません。

○議長(本田実君) 3条の要件を満たしている人しか買うことが出来ないで、この3名の方は農地を買う資格があるというのを証明してもらうための議題であるわけですね。みなさんわかりましたか。

○13番(野中幸廣君) 13番野中です。つまりこの買受適格証明がなければ後から公売に参加することはできないという事ですか。

○事務局(浦川優也君) そうですね。地域政策課で市有地公売募集が2月からありますが、買受適格証明を提出することになっております。よって買受適格証明がなければ公売に参加できないということになります。

○13番(野中幸廣君) わかりました。ということは、買受適格者が1名しかいない場合は、他の人がいないわけですから、当然自分の出した額が最高額になるということですか。

○事務局(浦川優也君) 1名しかいない場合は、その通りです。

○事務局(荒木賢司君) 今回市有地という事で以前も裁判所関係で買受適格証明願いを議題で出したことがありますが、適格証明書がないと入札に参加できないこととなっていました。今回の場所は農振農用地ですので、農地としてしか取得できないところで転用は受け付けておりませんでした。例えばここが転用の出来る土地であれば農家でない他の方も参加できることとなっています。その時は転用目的を示した適格証明が必要ということになっています。裁判所での公売や市の公売であった場合は適格証明書が必要となります。今後また出てくるとは思いますが、その際はよろしくお願いします。

○議長(本田実君) 今の説明でわかりましたか。

(肯定の声あり)

○議長(本田実君) 今の説明で概ね分かれたと思います。それでは今からこの3名が適格者かどうかを審議してもらいたいと思います。申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○8番(淀川洋一君) 8番淀川です。事務局から頂いた書類をみてみたのですが、すべて3名の方、私の判断では問題ないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただいま説明及びがありました1番から3番までの方につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、今回は買受適格証明書を交付することに決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第6、議第5号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の5ページをご覧ください。議第5号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が8件、再設定が7件、合計15件で、筆数35筆、総面積が65,188㎡となっております。資料②の5ページをご覧ください。所有権移転の計画につきましては、熊本県農業公社が河浦町の個人より河浦町久留の田10,242㎡を売買により取得する計画です。それでは、8ページの5番をご覧ください。荒木局長補佐より説明があります。

○事務局（荒木賢司君） 8ページの5番をご覧ください。亀場町亀川にある農地です。ここは先日、ひまわりを植えた農地になります。誰か借りる人いないでしょうかということで、借り手が山本推進委員さんです。それをお願いしたところ、山本さんが借りていただきました。タマネギなどを植えられるとのことです。以上です。

○事務局（井上拓海君） ありがとうございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の8ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第6号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 非農地通知書交付申請件数は、本渡地域の2件です。筆数は全体5筆、面積は4,225㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の9ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②の12ページの現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した楠浦小学校から北西へ約0.4kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になりま

す。次が2番から5番の地図です。黄色で着色した本町小学校から南西へ約3.7kmのところ
にあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたしま
す。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番から5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の13ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は2件、
どちらも田を畑に変更したいというものというものでした。第4条関係、第5条関係の許可
不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了しまし
た。これをもちまして、令和4年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

16時00分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本田実

署名委員

井島 幸一

署名委員

山並 彰一郎